下関市放課後児童クラブ運営業務(豊浦児童クラブほか)に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、下関市放課後児童クラブ運営業務(豊浦児童クラブほか)について公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な手続を定めるものとする。

2 業務概要

- (1)業務名 下関市放課後児童クラブ運営業務(豊浦児童クラブほか)
- (2)業務内容及び業務場所

別添「下関市放課後児童クラブ運営業務(豊浦児童クラブほか)」仕様書のとおり

- (3) 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで
- (4)業務実施準備期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

- (5)業務実施期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 3 見積限度額 1, 211, 000, 000円(3年間)
 - ※本業務は、社会福祉法第2条に規定する第二種社会福祉事業に該当し、 消費税法第6条第1項の規定により、消費税及び地方消費税は非課税 として取り扱う。

4 日程

(1) プロポーザル実施の公告日 令和7年6月30日(月)

(2) 参加申込書の提出期限 令和7年7月18日(金)

(3) 参加資格審査結果通知 令和7年7月22日(火)までに発送

(4) 質問の受付期間 令和7年6月30日(月)から

令和7年7月15日(火)まで

(6) 提案書提出期限 令和7年8月 4日(月)まで

- (7) プレゼンテーション 令和7年8月 8日(金)
- (8) 選考結果通知

令和7年8月15日(金)までに発送

5 参加資格

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の 措置を受けていないこと。
- (3) 次の申立てがなされていない者であること。

ア 破産法 (平成16年法律第75号) 第18条又は第19条の規定に よる破産手続開始の申立て

イ 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条に基づく更生手 続開始の申立て

- ウ 民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定による再 生手続の申立て
- (4)下関市暴力団員排除条例(平成23年条例第42号)第2条第1号に 規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと 密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若 しくは役員となっていないこと。
- (5) 下関市税及び国税を滞納している者でないこと。 なお、下関市内に本社若しくは本店又は営業所を有しない場合に おいては、本店所在地で市区町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 他に審査委員会が必要と判断した項目
- 6 参加申込手続
- (1)提出書類
 - ・参加申込書 (様式1)
 - ·提案事業者概要(様式2)
 - ・誓約書(様式3)
 - ※ 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿、下関市建設工事等競争 入札参加有資格者名簿のいずれにも登録のない者については、以下のもの も提出。証明書については、提出日の前3ヶ月以内に発行されたものを提

出すること。

- ・法人の登記事項証明書(法務局が発行する履歴事項全部証明書)
- ・下関市税の滞納が無いことを証する書類(なお、下関市内に本社若 しくは本店又は営業所を有しない者においては、本店所在地の市区 町村税の滞納が無いことを証する書類を提出。個人の場合は代表者 のもの。)
- ・国税の滞納が無いことを証する書類(納税証明書その3の3)
- 代表者及び主要構成員を記載した書類(任意様式)
- ・直近1年分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書、任意様式、なお、個人の場合は、代表者の確定申告書の写しを提出)
- (2) 提出方法 郵送又は電子メール
 - ・郵送の場合は、書留等配達されたことが証明できる方法による こと。本市は郵便事故等におり提出期限までに提出書類が到達 しなかったことによる責めは負いません。
 - ・電子メールで提出する場合は、PDFファイルで提出書類を提出すること。
- (3) 提出期限 令和7年7月18日(金)午後5時まで 必着
- (4)提出先 下関市こども未来部子育て政策課(事務局)
- (5) 参加資格審査の結果通知
 - ア 通知日 参加資格審査完了後、準備が出来次第

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年7月23日(水)午後5時までに「14 事務局」に電話でご確認ください。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7 日以内に、書面(任意様式)にて市に説明を求めることが出来るものとします。

- 7 質問の受付及び回答
 - (1)質問

ア 提出様式 質問書(様式4)のとおり

イ 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ(着信確認の連絡 を行ってください。)

ウ 受付期間 令和7年6月30日(月)~ 令和7年7月15日(火)午後5時必着

エ 提 出 先 下関市こども未来部子育て政策課(事務局)

(2)回答

ア 回答方法 電子メール又はファクシミリ (着信確認の連絡を行ってください。)

イ 回答日 令和7年7月18日(金)まで準備が出来次第 ※質問者に回答するとともに、市ホームページに掲載します。

(3) その他

参加申込前に施設見学を希望する場合は、施設見学を7月15日(火) までに行いますので、メールで連絡してください。

※日程、施設の状況等によりご希望に添えない場合がありますが、可能な範囲で対応いたします。

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

提案書(任意様式) 正本1部 副本10部 (副本は、参加者名や参加者名が容易に判別できる表現等を記載しないでください。)

(2) 提出期限

令和7年8月4日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(4) 提案書の作成方法

別添「下関市放課後児童クラブ運営業務(豊浦児童クラブほか)提 案書等作成方法等」のとおり (5) 提出先 下関市こども未来部子育て政策課 (事務局)

9 審查方法

(1)評価基準

別添「下関市放課後児童クラブ運営業務(豊浦児童クラブほか)プロポーザル審査評価基準」のとおり

(2) 候補者の選定方法

本市が設置する「審査委員会」において、提案内容をより深く理解 するため、提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、総合的 に審査した上で、実施候補者を選定する。

- ア 提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別途定める評価基準に基づき各審査委員の総評価点の平均点 (以下「平均総評価点」という。)で審査します。
- イ 失格者を除き、平均総評価点が最も高い者を候補者とし、随意契 約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、平 均総評価点が次に高い者と交渉を行います。
- エ 上記にかかわらず、平均総評価点が満点の60%未満の場合には 候補者として選定しません。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施 します。

 - イ 出席者 3名以内
 - ウ 実施時間 50分以内 (プレゼンテーション20分以内、 ヒアリング30分以内)
 - エ 貸出物品 机・椅子・プロジェクター・HDMIケーブル・延 長コード

それ以外の物品については、企画提案者の負担において用意して ください。

オ その他

プレゼンテーションの順番は市が提案書を受理した順番とします。 プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、 候補者として選定しません。

10 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション・ヒアリングに参加 した全ての企画提案者に選定結果通知書により通知します。

また、選定結果通知書を発送した翌日以降に、次の項目を本市のホームページ(しごと・事業者)>入札・契約・登録>下関市業務委託等の部屋(上下水道局を除く)>プロポーザル情報)に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2)企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

11 契約締結に向けての協議

- (1)提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該契 約の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を 締結します。
- (2)業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3)業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例(平成17年12月26日条例第459号)の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

12 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例(平成17年2月13日条例第16号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる 情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者の選定に影響が出るおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとします。

13 その他

- (1)提出書類の取扱い
 - ア 提出された書類は返却しません。
 - イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認め ません。
 - ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目 的では使用しません。
 - エ 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。
- (2)本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。
- (3)参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時(選定後に辞退する時も含む。)は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留 意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
 - カ 価格提案書(参考見積り)の金額が見積限度額を超過した場合
- (5)提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、

市が必要と認める場合には、市は事前に通告することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。

- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通 貨に限ります。
- 14 提出・問い合わせ先(事務局)

下関市こども未来部子育て政策課 担当 吉竹 〒750-8521 下関市南部町1番1号(本庁舎東棟1階) 電話083-231-1431 FAX083-231-1394 電子メール kmkosoda@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

15 施行期間

本要領は令和7年6月30日から施行し、本業務の契約締結をもって、 その効力を失う。